

共済金額表および掛金表

共済金額	プランコード	EC	ED	EE	EF
	傷害死亡・後遺障害	5,000万円	3,000万円	2,000万円	1,000万円
	疾病死亡	500万円	500万円	500万円	500万円
	治療・救済者費用	2,000万円	1,500万円	1,500万円	1,000万円
	賠償責任	1億円	1億円	1億円	1億円
	携行品	30万円	30万円	30万円	30万円
	航空機寄託手荷物遅延	10万円	10万円	10万円	10万円
	航空機遅延	2万円	2万円	2万円	2万円
掛金	3日まで	4,900円	4,200円	3,500円	2,700円
	4日まで	5,600円	4,800円	4,000円	3,200円
	6日まで	7,400円	6,300円	5,300円	4,300円
	8日まで	8,900円	7,400円	6,300円	5,200円
	11日まで	10,800円	8,300円	7,100円	5,900円
	15日まで	12,500円	10,100円	8,800円	7,300円
	18日まで	13,700円	11,200円	9,500円	8,000円
	22日まで	15,600円	13,000円	11,200円	9,500円
	25日まで	17,000円	14,400円	12,400円	10,300円
	28日まで	18,000円	15,700円	13,600円	11,600円
	31日まで	19,400円	16,900円	14,800円	12,500円
	46日まで	26,700円	23,300円	20,600円	17,400円
	2ヵ月まで	36,800円	32,400円	28,800円	24,700円
	3ヵ月まで	51,900円	46,100円	41,200円	35,600円

※「28日まで」から「3ヶ月まで」の期間については、満69歳までの方がお申込みいただけます。 ※3ヶ月を超える旅行期間および帰国予定日が決まっていない場合はお申込みできません。
 ※上表の「掛金表」には、NPOへの会費(50円)および共済会利用のための出資金(50円)が含まれています。

たとえば、こんな時にお役にたちます!!

1 ケガや病気の時

突然、牛に体当たりされた。

2 携行品の盗難・破損

空港で、旅行鞆を盗まれた。

3 賠償責任

壺を落として割ってしまった。

4 その他のサービス

共済金請求の相談をしたい。

ご加入にあたっての注意点

◆以下のいずれかに該当する方は取扱代理所または本会事務局にお問い合わせください。

- 本共済契約の被共済者となることに同意していない方
- 加入申込み時点において、日本国内に居住していない方または既に日本を出国している方
- 3ヶ月を超えて渡航される方または帰国予定日が決まっていない方
- 航空機(ヘリコプターを含みます)の免許取得を目的とする方
- (表1)に掲げる危険な職務を行うことを目的として渡航する方
- (表2)に掲げる危険な運動を行うことを目的として渡航する方(インストラクターも含みます)
- 加入申込日において、以下のいずれかに該当する方
 - 病気やケガのため、医師による治療を受けている方
 - 身体に障害のある方
- 加入申込日において、(表3)に掲げる慢性疾患等を患っている方、医師により治療を受けている方もしくはその状態にある方または医師によりその疾患であると診断された方もしくはその疾患の治療の必要があると診断された方
- 本会の定める「加入資格審査基準」と合致していない方

(注1)実際の旅行行程と異なる期間の申込みはできません。また、国内旅行の場合も加入できません。
 (注2)前(7)または(8)に該当する方であっても、本会が審査のうえ加入を認める場合があります。ただし、既往症や身体障害または責任開始前に生じていた傷病を原因とする請求については、共済金をお支払いできない場合があります。

【表1】危険な職務

●テストパイロット、テストドライバー、テストライダー等 ●競馬、競輪、オートレース、競艇等 ●力士、拳闘家、プロレスラー、プロスキーヤー等 ●坑内、隧道内作業 ●スタントマン、レスキュー隊員 ●猛獣を取り扱う方、サーカス、軽業師、曲芸師等 ●ゴンドラ等を使用する恐ふき業(ただし3階建以上の建物の恐ふき業) ●橋梁、ダム、ビル等の建設作業 ●高圧線、送電線、配電線、通信線等の電気工事 ●火薬・爆発物または劇毒物類等の取扱業 ●潜水夫、サルベージ作業員、発破作業員等 ●航空機搭乗 ●その他本会が別に指定する職務

【表2】危険な運動

●山岳登山(ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの) ●リュージュ、ボブスレー、スノボ、スキー、ハングライダー搭乗、飛行船搭乗 ●超軽量動力機(モーターハングライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等)搭乗 ●ジャイロプレーン搭乗 ●その他これらに類する危険な運動

【表3】慢性疾患

●悪性新生物(癌・肉腫・筋腫・白血病等) ●胃および腸の潰瘍(胃潰瘍・十二指腸潰瘍等) ●心臓疾患 ●肺疾患(肺炎・肺結核等) ●脳血管疾患(脳出血・脳血栓・くも膜下出血等) ●腎臓疾患(腎炎・ネフローゼ等) ●肝臓・すい臓等の内臓疾患 ●糖尿病およびその他の代謝障害 ●精神病およびアルコール中毒(統合失調症等) ●骨髄および神経疾患(骨髄炎・髄膜炎・脳性麻痺等) ●血管および血液疾患(高血圧・血友病・動脈硬化症等) ●耳鼻および眼疾患 ●厚生労働省が指定する特定疾病医療費公費負担の対象となる疾患(パーキンソン病・クローン病・パーキンソン病等) ●その他本会が指定する慢性疾患

共済金額表および掛金表

共済金額	プランコード	KC	KD	KE	KF
	死亡・後遺障害	5,000万円	3,000万円	2,000万円	1,000万円
	治療費用	500万円	500万円	200万円	200万円
	治療費用	500万円	500万円	200万円	200万円
	死亡	500万円	500万円	500万円	500万円
	救済者費用	500万円	500万円	200万円	200万円
	賠償責任	1億円	1億円	1億円	1億円
	携行品	50万円	40万円	40万円	40万円
掛金	3日まで	4,500円	3,500円	3,000円	2,000円
	4日まで	5,200円	4,600円	3,600円	2,600円
	6日まで	7,200円	6,100円	5,000円	3,900円
	8日まで	8,600円	6,900円	5,800円	4,600円
	11日まで	10,200円	7,800円	6,600円	5,400円
	15日まで	11,900円	9,400円	8,100円	6,900円
	18日まで	13,100円	10,600円	8,800円	7,500円
	22日まで	15,000円	12,400円	10,400円	9,100円
	25日まで	16,500円	13,900円	11,900円	9,900円

※26日以上の旅行期間および帰国予定日が決まっていない場合はお申し込みできません。
 ※上表の「掛金表」には、NPOへの会費(50円)および共済会利用のための出資金(50円)が含まれています。
 ☆強盗・盗難及び航空会社等の寄託手荷物不備の事故等(例:ロストバゲージ)については共済金支払限度額が30万円までとなります。

たとえば、こんな時にお役にたちます!!

1 ケガや病気の時

突然、牛に体当たりされた。

2 携行品の盗難・破損

空港で、旅行鞆を盗まれた。(30万円まで)

3 賠償責任

壺を落として割ってしまった。

4 その他のサービス

共済金請求の相談をしたい。

ご加入にあたっての注意点

◆以下のいずれかに該当する方は取扱代理所または本会事務局にお問い合わせください。

- 本共済契約の被共済者となることに同意していない方
- 加入申込み時点において、日本国内に居住していない方または既に日本を出国している方
- 26日以上渡航される方または帰国予定日が決まっていない方
- 航空機(ヘリコプターを含みます)の免許取得を目的とする方
- (表1)に掲げる危険な職務を行うことを目的として渡航する方
- (表2)に掲げる危険な運動を行うことを目的として渡航する方(インストラクターも含みます)
- 加入申込日において、以下のいずれかに該当する方
 - 病気やケガのため、医師による治療を受けている方
 - 身体に障害のある方
- 加入申込日において、(表3)に掲げる慢性疾患等を患っている方、医師により治療を受けている方もしくはその状態にある方または医師によりその疾患であると診断された方もしくはその疾患の治療の必要があると診断された方
- 本会の定める「加入資格審査基準」と合致していない方

(注1)実際の旅行行程と異なる期間の申込みはできません。また、国内旅行の場合も加入できません。
 (注2)前(7)または(8)に該当する方であっても、本会が審査のうえ加入を認める場合があります。ただし、既往症や身体障害または責任開始前に生じていた傷病を原因とする請求については、共済金をお支払いできない場合があります。

【表1】危険な職務

●テストパイロット、テストドライバー、テストライダー等 ●競馬、競輪、オートレース、競艇等 ●力士、拳闘家、プロレスラー、プロスキーヤー等 ●坑内、隧道内作業 ●スタントマン、レスキュー隊員 ●猛獣を取り扱う方、サーカス、軽業師、曲芸師等 ●ゴンドラ等を使用する恐ふき業(ただし3階建以上の建物の恐ふき業) ●橋梁、ダム、ビル等の建設作業 ●高圧線、送電線、配電線、通信線等の電気工事 ●火薬・爆発物または劇毒物類等の取扱業 ●潜水夫、サルベージ作業員、発破作業員等 ●航空機搭乗 ●その他本会が別に指定する職務

【表2】危険な運動

●山岳登山(ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの) ●リュージュ、ボブスレー、スノボ、スキー、ハングライダー搭乗、飛行船搭乗 ●超軽量動力機(モーターハングライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等)搭乗 ●ジャイロプレーン搭乗 ●その他これらに類する危険な運動

【表3】慢性疾患

●悪性新生物(癌・肉腫・筋腫・白血病等) ●胃および腸の潰瘍(胃潰瘍・十二指腸潰瘍等) ●心臓疾患 ●肺疾患(肺炎・肺結核等) ●脳血管疾患(脳出血・脳血栓・くも膜下出血等) ●腎臓疾患(腎炎・ネフローゼ等) ●肝臓・すい臓等の内臓疾患 ●糖尿病およびその他の代謝障害 ●精神病およびアルコール中毒(統合失調症等) ●骨髄および神経疾患(骨髄炎・髄膜炎・脳性麻痺等) ●血管および血液疾患(高血圧・血友病・動脈硬化症等) ●耳鼻および眼疾患 ●厚生労働省が指定する特定疾病医療費公費負担の対象となる疾患(パーキンソン病・クローン病・パーキンソン病等) ●その他本会が指定する慢性疾患